

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 28日

寝屋川市長 様



提出者

住 所 京都市伏見区竹田浄菩提院町316

氏 名 大和ハウス工業株式会社 京都支社  
支社長 坂東 希

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-605-2906

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 京都支社
事業場の所在地	京都市伏見区竹田浄菩提院町316
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	完成工事高 40,375万円
③ 従業員数	193人（2022年4月1日時点）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	新築工事（一般建築）：現場にて分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化。金属・紙くずは無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。

<p>産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>(管理体制図)</p> <p>本社技術本部安全管理部(地区廃棄物管理担当者) ⇒ 京都支社 支社長(廃棄物管理総括責任者) ⇒ 安全衛生委員会 ⇒ 総務責任者(支店産業廃棄物管理担当) ⇒ 各部門責任者 ⇒ 各部門担当者</p> <p>工事責任者(現場産業廃棄物管理責任者) ⇒ 現場安全衛生協議会 ⇒ 現場担当者 ⇒ 下請け会社</p>
---

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	<p>【前年度(2021年度)実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>廃プラスチック類</td> <td>ガラスくず等*1</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>29.700 t</td> <td>69.000 t</td> </tr> </table> <p>(これまでに実施した取組)</p> <p>外壁のパネル化を実施する。 内装材のプレカット採用する。</p>	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	排出量	29.700 t	69.000 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1					
排出量	29.700 t	69.000 t					
①現状							
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>廃プラスチック類</td> <td>ガラスくず等*1</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>26.730 t</td> <td>62.100 t</td> </tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現場調達材やプレカットの精度向上を検討する</p>	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	排出量	26.730 t	62.100 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1					
排出量	26.730 t	62.100 t					

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																																																																																
①現状	①現状	①現状	①現状																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>コンクリート破片</td> <td>アスコン破片</td> <td>石綿含有がれき類</td> <td>がれき類</td> <td>汚泥</td> <td>廃油</td> <td>建設工事の木くず</td> <td>廃石膏ボード</td> <td>照明機器</td> <td>管理型混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td>1050.000 t</td> <td>41.6000 t</td> <td>0.8000 t</td> <td>225.000 t</td> <td>400.000 t</td> <td>0.110 t</td> <td>14.250 t</td> <td>8.000 t</td> <td>0.130 t</td> <td>22.0000 t</td> </tr> </table>	コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物	1050.000 t	41.6000 t	0.8000 t	225.000 t	400.000 t	0.110 t	14.250 t	8.000 t	0.130 t	22.0000 t	<table border="1"> <tr> <td>コンクリート破片</td> <td>アスコン破片</td> <td>石綿含有がれき類</td> <td>がれき類</td> <td>汚泥</td> <td>廃油</td> <td>建設工事の木くず</td> <td>廃石膏ボード</td> <td>照明機器</td> <td>管理型混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td>945.000 t</td> <td>37.440 t</td> <td>0.720 t</td> <td>202.500 t</td> <td>360.000 t</td> <td>0.0990 t</td> <td>12.825 t</td> <td>7.200 t</td> <td>0.117 t</td> <td>19.800 t</td> </tr> </table>	コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物	945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t	<table border="1"> <tr> <td>コンクリート破片</td> <td>アスコン破片</td> <td>石綿含有がれき類</td> <td>がれき類</td> <td>汚泥</td> <td>廃油</td> <td>建設工事の木くず</td> <td>廃石膏ボード</td> <td>照明機器</td> <td>管理型混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td>945.000 t</td> <td>37.440 t</td> <td>0.720 t</td> <td>202.500 t</td> <td>360.000 t</td> <td>0.0990 t</td> <td>12.825 t</td> <td>7.200 t</td> <td>0.117 t</td> <td>19.800 t</td> </tr> </table>	コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物	945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t	<table border="1"> <tr> <td>コンクリート破片</td> <td>アスコン破片</td> <td>石綿含有がれき類</td> <td>がれき類</td> <td>汚泥</td> <td>廃油</td> <td>建設工事の木くず</td> <td>廃石膏ボード</td> <td>照明機器</td> <td>管理型混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td>945.000 t</td> <td>37.440 t</td> <td>0.720 t</td> <td>202.500 t</td> <td>360.000 t</td> <td>0.0990 t</td> <td>12.825 t</td> <td>7.200 t</td> <td>0.117 t</td> <td>19.800 t</td> </tr> </table>	コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物	945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t
コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物																																																																										
1050.000 t	41.6000 t	0.8000 t	225.000 t	400.000 t	0.110 t	14.250 t	8.000 t	0.130 t	22.0000 t																																																																										
コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物																																																																										
945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t																																																																										
コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物																																																																										
945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t																																																																										
コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物																																																																										
945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.0990 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t																																																																										
②計画	②計画	②計画	②計画																																																																																

産業廃棄物の分別に関する事項	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>建築系新築工事における一部工業化 ・外壁のパネル化 解体工事:がれき類(コンクリート塊、アスコン塊)、木くずを再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ(合材用、燃料用)として再資源化</p>
①現状	
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>現場調達材やプレカットの精度向上を検討する</p>



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(年度)実績】			①現状				①現状				①現状			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	コンクリート破片	アスコン破片	石棉含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)															
②計画	【目標】			②計画				②計画				②計画			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	コンクリート破片	アスコン破片	石棉含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)															
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(2021年度)実績】			①現状				①現状				①現状			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	コンクリート破片	アスコン破片	石棉含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物		
	全処理委託量	29.7 t	69 t	1050 t	41.6 t	0.8 t	225 t	400 t	0.11 t	14.25 t	8 t	0.13 t	22 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0.8 t	0 t	0 t	0.11 t	1.5 t	0 t	0 t	0 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	14.9 t	69 t	1050 t	41.6 t	0 t	0 t	400 t	0 t	1.5 t	8 t	0.13 t	10 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14.8 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.11 t	12.75 t	0 t	0 t	0 t	t	t	
(これまでに実施した取組)															

②計画	【目標】			②計画									
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラスくず等*1	コンクリート破片	アスコン破片	石綿含有がれき類	がれき類	汚泥	廃油	建設工事の木くず*	廃石膏ボード	照明機器	管理型混合廃棄物
	全処理委託量	26.730 t	62.100 t	945.000 t	37.440 t	0.720 t	202.500 t	360.000 t	0.099 t	12.825 t	7.200 t	0.117 t	19.800 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.720 t	0.000 t	0.000 t	0.099 t	1.350 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	再生利用者への処理委託量	13.410 t	62.100 t	945.000 t	37.440 t	0.000 t	0.000 t	360.000 t	0.000 t	1.350 t	7.200 t	0.117 t	9.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	13.320 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.099 t	11.475 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状を継続し分別の精度向上を検討する												

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。